

台風等異常気象時における児童生徒等の安全確保について

1 小牧市に暴風警報が発表された場合

(1) 登校以前に暴風警報が発表されている場合

- ア 午前6時20分までに警報が解除された場合は、平常どおり授業を行います。
- イ 午前6時20分以降午前11時までに警報が解除された場合は、解除後2時間を経て授業を始めます。
- ウ 午前11時以降警報が継続されている場合は、授業を行いません。
- エ 上記ア、イの場合、通学路の冠水・河川の増水等により登校が危険なときは、登校を見合わせ、自宅で待機をしてください。学校から連絡が無い場合でも、危険を感じるときは、保護者の判断で自宅待機させ、その旨を学校へ連絡してください。

(2) 登校後に暴風警報が発表された場合

- ア 気象及び通学路の状況等から安全に帰宅できると判断したときは、授業を中止し速やかに下校させます。
- イ 通学路が危険と認められるときや通学距離等により帰宅が困難と判断したときは、当該児童生徒の安全確保のため、校内で待機させます。

2 小牧市に特別警報が発表された場合

(1) 登校以前に特別警報が発表されている場合

- ア 自宅、避難所等、安全な場所で待機してください。
- イ 特別警報解除後も災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報収集に努め、児童生徒が安全に登校できると判断できるまでは登校せず、自宅、避難所等、安全な場所で待機してください。

(2) 登校後に特別警報が発表された場合

- ア 即刻、授業を中止し、災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報収集並びに児童生徒の生命及び安全を確保する最善の対応（学校留め置き、外部の避難場所への移動、保護者への引き渡し等）を迅速に行います。
- イ 児童生徒を校内に留め置いた場合は、特別警報解除後も災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報収集に努め、児童生徒が安全に下校できると判断できるまでは校内で待機させます。

3 小牧市のいずれかの地区に避難指示が発令された場合

(1) 登校以前に発令されている場合

- ア 午前6時20分までに避難指示が解除された場合は、平常どおり授業を行います。
- イ 午前6時20分以降午前11時までに避難指示が解除された場合は、解除後2時間を経て授業を始めます。
- ウ 午前11時以降避難指示が継続されている場合は、授業を行いません。

エ 上記ア、イの場合、通学路の冠水・河川の増水等により登校が危険なときは、登校を見合わせ、自宅、避難所等、安全な場所で待機をしてください。学校から連絡が無い場合でも、保護者の判断で安全な場所で待機させ、その旨を学校へ連絡してください。

(2) 登校後に発令された場合

ア 災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報収集並びに児童生徒の生命及び安全を確保する最善の対応（学校留め置き、外部の避難場所への移動、保護者への引き渡し等）を迅速に行います。

イ 児童生徒を校内に留め置いた場合は、特別警報解除後も災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報収集に努め、児童生徒が安全に下校できると判断できるまでは校内で待機させます。

(3) 避難指示発令日の翌日以降、避難指示が継続されている場合

災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報収集に努め、学校と市教育委員会が協議し、児童生徒が安全に登校できると判断できる場合は、平常どおり授業を行います。

4 暴風警報又は特別警報が発表されていないが、大雨等異常気象により児童生徒の安全確保に困難が予想される場合

名古屋地方気象台から発表される注意報・警報等の気象情報を把握するとともに気象及び通学路の状況等を判断し、休業や授業の中止を決定します。

資料 気象予警報・警戒レベル

〈避難情報等〉

〈防災気象情報〉

警戒レベル	状況	取るべき避難行動	行動を促す情報
-------	----	----------	---------

5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全 確保 ^{※1}
---	--------------	------------------	--------------------------

~~~~~ 〈警戒レベル4までに必ず避難!〉 ~~~~~

|   |              |                 |      |
|---|--------------|-----------------|------|
| 4 | 災害の<br>おそれ高い | 危険な場所から<br>全員避難 | 避難指示 |
|---|--------------|-----------------|------|

|   |              |                                  |            |
|---|--------------|----------------------------------|------------|
| 3 | 災害の<br>おそれあり | 危険な場所から<br>高齢者等は避難 <sup>※2</sup> | 高齢者等<br>避難 |
|---|--------------|----------------------------------|------------|

|   |        |                |                          |
|---|--------|----------------|--------------------------|
| 2 | 気象状況悪化 | 自らの避難行動を<br>確認 | 大雨・洪水・高潮<br>注意報<br>(気象庁) |
|---|--------|----------------|--------------------------|

|   |                  |                 |                 |
|---|------------------|-----------------|-----------------|
| 1 | 今後気象状況<br>悪化のおそれ | 災害への<br>心構えを高める | 早期注意情報<br>(気象庁) |
|---|------------------|-----------------|-----------------|

## 【警戒レベル相当情報(例)】

|            |   |
|------------|---|
| 警戒レベル5相当情報 |   |
| 氾濫発生情報     | 等 |
| 大雨特別警報     |   |

|            |   |
|------------|---|
| 警戒レベル4相当情報 |   |
| 氾濫危険情報     | 等 |
| 土砂災害警戒情報   |   |

|            |   |
|------------|---|
| 警戒レベル3相当情報 |   |
| 氾濫警戒情報     | 等 |
| 洪水警報       |   |

これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。

国土交通省 気象庁 都道府県が発表

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではありません。

※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

【警戒レベル5】では既に災害が発生しています。また、必ず発令されるものではありません。

【警戒レベル3】や【警戒レベル4】で、  
地域の皆さんで声をかけあって、安全・確実に避難しましょう。

(国土交通省・気象庁・都道府県が発表)